

諮 問 事 項

「東京都における今後の消費生活行政の展開について」

諮 問 の 趣 旨

都はこれまで、消費者被害の防止・救済、悪質事業者の取締り、消費者教育など、全国でも先進的な消費生活行政に取り組んできた。しかし、悪質商法などによる消費者被害は後を絶たず、都内の消費生活相談件数に減少の兆しは見えない。近年は、高齢者からの相談が全国的に増加傾向にあるが、特に都においては、一人暮らしの高齢者が多いことなどから、今後、更なる被害の拡大が懸念される。

また、悪質事業者の手口については、いわゆる劇場型勧誘や法の隙間を狙うものなど、ますます悪質・巧妙化しており、現行の法律や条例では、必ずしも十分に調査・指導できないなど、対応が困難になっている被害も見られる。

一方、国においては、消費生活上の様々な問題に対応するため、消費者教育推進法、消費者裁判手続特例法の制定や特定商取引法、消費者安全法の改正など、消費者関連法の整備を進めている。

こうした動きも踏まえ、今後、都において、都民の消費生活の安全・安心を実現していくために取り組むべき方向性を明らかにするため、悪質事業者への対応強化、消費者教育の展開、消費者被害救済の充実の3つの観点から、「東京都における今後の消費生活行政の展開について」諮問するものである。